

～医療費でお困りの方へ～

無料・低額診療のご案内

当院では無料・低額診療を実施しています

ご存じですか？

無料・低額診療とは

医療が必要であるにもかかわらず経済的な理由で医療費の支払いが困難な方が、無料または低額で医療を受けられる制度です。

医療費の支払いが心配で、病院に受診したくてもできないとお困りの方は、まずはお相談ください。

承認までの流れ

窓口 受付窓口に声をかけてください。

相談 専門の医療相談員がお話を伺います。

申請 収入状況を確認できる書類（給与明細書、年金証書など）をそろえていただき、申請書を提出して頂きます。

適用の審査

承認 収入に応じて、医療費一部負担の全額又は一部が免除になります。

たとえば・・・
このような場合にご相談ください

- ◇ 失業などで一時的に収入がなくなって困っている方
- ◇ 医療費の支払いをすると生活が困難になる方
- ◇ 無保険、国民健康保険の短期証、資格証明書が発行されている方も対象になる場合がありますのでご相談ください。



医療福祉生協連

〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字山ノ神32

小名浜生協病院 地域連携支援室

TEL 53-4374

〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字山ノ神40

小名浜生協病院 付属せいぎょうクリニック

TEL 53-4372

●減免の対象者、減免率

世帯収入が…、

- ①生活保護基準額の120%未満 ⇒ 医療費一部負担金を全額免除
- ② // の120%~140%以下 ⇒ 医療費一部負担を半額免除

※基準となる生活保護費は、生活扶助+住宅扶助の合計です。

●減免の期間

減免期間は原則3ヶ月以内です。

●申請に必要なもの

(1).診療費減免申請書

(2).住民票

(3).収入の確認ができるもの

- ①.給与明細書（前3ヶ月分）また、課税証明書、確定申告書（前年度分の控）
- ②.年金証書、もしくは年金改定通知書・振込通知書

(4).社会保険料等の証明書

- ①.健康保険料、介護保険料
- ②.年金保険料、住民税等の金額がわかるもの

(5).健康保険証の写し（コピー）

- ①.同居者で収入（年金含む）のある方がいらっしゃる場合は、全員分の所得を確認できる資料を提出してください。
- ②.1世帯1申請書（必要書類は全員分）を提出してください。

「一人は万人のために 万人は一人のために」

私たちの病院・クリニックは、医療と介護の生活協同組合=生協(COOP)が運営しています。生協は組合員どうしの“助け合い”の会。困っているだれかのために、みんなが知恵と力を出し合って解決するのがモットーです。

あなたも組合員になって、「助け合いのネットワーク」を地域でいっしょに広げていきませんか？

